

# 兵庫県公報

平成26年 7月25日 金曜日 第 2614 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
保安林の指定の予定通知(豊かな森づくり課).....	1
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(水大気課).....	2
平成26年兵庫県告示第243号(公共測量の実施)の一部変更(契約管理課).....	2
公共測量を実施する旨の通知(同).....	2
公共測量が終了した旨の通知(同).....	2
平成19年兵庫県告示第425号(都市計画法施行条例に基づく特別指定の区域の指定等)の一部改正(建築指導課).....	3
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(県民生活課).....	24
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同).....	26
大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課).....	29
同上(同).....	30
病院局公告	
政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告.....	32
県立尼崎総合医療センター(仮称)整備事業及び県立こども病院建替整備事業に係る太陽光発電事業者選定に関するプロポーザルの実施.....	34
正 誤	
平成17年9月1日付け兵庫県公報号外中.....	36

## 告 示

### 兵庫県告示第666号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年7月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所  
養父市丹戸字釜ノ上358、360、363から367まで、373、374、378から384まで、字石坂439の1、445から455まで、457、458
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字釜ノ上365、380、字石坂439の1、445から448まで、458  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 兵庫県告示第667号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年 7月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
三木市加佐字前58番 1 の一部
- 2 特定有害物質の名称  
水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物

## 兵庫県告示第668号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量の実施に係る事項を変更する旨の通知があったため、平成26年兵庫県告示第243号（公共測量の実施）の一部を次のとおり変更する。

平成26年 7月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点1点及び3級基準点1点 設置）
- 2 作業期間  
（変更前）平成26年 3月10日から同月31日まで  
（変更後）平成26年 3月10日から同年 7月31日まで
- 3 作業地域  
神戸市兵庫区及び同市長田区地内

## 兵庫県告示第669号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 7月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成26年 7月22日から同年 9月26日まで
- 3 作業地域  
西宮市笠屋町

## 兵庫県告示第670号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 7月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点1点 設置）
- 2 作業期間  
平成26年 5月20日から同年 6月30日まで
- 3 作業地域  
神戸市中央区海岸通三丁目地区

## 兵庫県告示第671号

平成19年兵庫県告示第425号(都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等)の一部を次のように改正する。

平成26年 7月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表 1 (加西市における条例第 7 条第 2 号に規定する特別指定区域一覧)を次のように改める。

表 1 (加西市における条例第 7 条第 2 号に規定する特別指定区域一覧)

名 称	区 域	予定建築物等の用途	指定年月日 (変更年月日)
甲和泉町地区	加西市和泉町字池尻、字万所、字出口、字先祖口、字西ノ山、字中屋敷、字ラクノ谷、字泉田、字中河内、字西浦及び字宝ノ前の各一部で別図に示す区域(別図は省略。以下同じ。)	条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
乙和泉町地区	加西市和泉町字宮ノ前及び字鳥居元の全部並びに字中垣内、字宝ノ前、字岡ノ山、字登り口、字出口、字中屋敷及び字西浦の各一部、野上町字ヨコ枕及び字ニシラ田の各一部並びに池上町字旅所前の一部で別図に示す区域	条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
野上町地区	加西市野上町字ニシラ田、字ヨコ枕、字大日前、字大年前、字カタギヤシキ、字大年元、字ハザマ、字ダケノ上、字影の木、字ワキ田及び字六ノ坪の各一部並びに池上町字旅所前の一部で別図に示す区域	条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
池上町地区	加西市池上町字内畑の全部並びに字宮ノババ、字旅所、字旅所前、字石橋、字田畑、字薬師谷、字前田、字長尾、字サガリ及び字坂本の各一部並びに野上町字ニシラ田の一部で別図に示す区域	条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
山田町地区	加西市山田町字東谷、字上村ナカ、字釜ノ口、字村西、字芝崎、字千後、字下村中、字サクラノ坪、字六反田、字廣畑、字観音堂、字ハケ田、字馬ケ谷及び字西ラの各一部並びに和泉町字小宝瀬、字五反田及び字若宮の各一部で別図に示す区域	条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
満久町地区	加西市満久町字村前、字村東、字村内、字西ノ芝、字西僧、字峠、字サコダニ、字池尻、字大西、字一本松、字中野及び字朝川の各一部で別図に示す区域	条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成25年 2 月26日) (平成26年 7 月25日)
島町地区	加西市島町字屋敷田及び字丸町の全部並びに字土橋、字横ケ谷及び字大北の各一部で別図に示す区域	条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成25年 2 月26日) (平成26年 7 月25日)

西野々町地区	加西市西野々町字オノ神及び字内端の全部並びに字沢ノ堂、字高尾、字カナヤ、字六地藏、字アンカハナ、字青地及び字宮後の各一部、池上町字宮ノババ、字御宿カチ及び字旅所の各一部並びに和泉町字西浦の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
馬渡谷町地区	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村下、字施筆、字山添、字東山、字下垣内、字野手、字イナバ、字掘ノ元、字中谷、字児ヶ谷及び字ソトワクチの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村下、字下垣内、字イナバ、字中谷及び字ソトワクチの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
大工町地区	加西市大工町字中のかちの全部並びに字けこうじ口、字森ノ本、字寺ノ下、字松ノ下、字向イダ、字広畑ヶ及び字ウエングの各一部並びに馬渡谷町字施筆の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
同 上	加西市大工町字中のかち、字けこうじ口、字森ノ本、字松ノ下、字向イダ及び字広畑ヶの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年2月26日
鍛冶屋町地区	加西市鍛冶屋町字千尾谷、字石原、字千尾岡、字村下、字ダラメ、字山ノ谷、字廣芝、字大池尻、字内ガチ、字スゲ田、字大畑ヶ、字村上、字若宮、字籠下及び字玉谷池ノ内の各一部並びに馬渡谷町字トホリの一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市鍛冶屋町字千尾谷の一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日)
油谷町地区	加西市油谷町字宮ノ下、字宮田、字奥池尻、字東池流、字丸山、字大畑ヶ、字三十八口、字赤坂、字山ノ谷、字中谷、字橋ノ元及び字旅所の各一部並びに田谷町字高月及び字宮ノ東の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
田谷町地区	加西市田谷町字岩ハナの全部並びに字佃、字ソノカチ、字塚原、字門ハナ、字大木ノ上、字ドウ田、字前田、字丁田、字上ノ山、字ハソバ、字森ヶ内、字宮ノ東、字粟田、字高尾、字梨ヶ谷、字井ノ上、字福手山及び字ロクロ谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

同 上	加西市田谷町字前田、字佃及び字丁田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年 5月31日 (平成26年 7月25日)
国正町地区	加西市国正町字上所、字下所、字西羅、字前田、字中曽根、字小屋ノ下、字折渡り、字迎所、字辻ノ前、字切池、字乳母ヶ谷、字五助ヶ谷、字宮ノ浦、字御霊谷、字尾筋、字スケン上、字金山、字濁池、字四辻、字四辻ノ上、字小谷及び字宮ノ前の各一部並びに田谷町字井ノ上の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日)
同 上	加西市国正町字辻ノ前及び字乳母ヶ谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年 5月31日 (平成26年 7月25日)
小印南町地区	加西市小印南町字峰山、字西、字西前、字前中、字前東、字アラ内、字赤坂、字上代、字本村、字石ノ脇、字前田、字林ノ下、字大内、字迎山、字二反田、字アシ谷、字枝谷、字東野、字壱丁歩西及び字落合の各一部、油谷町字前田、字西ノ岡及び字草野の各一部並びに青野町字上ノ畑及び字下ノ畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日)
同 上	加西市小印南町字西、字前東及び字東野の各一部、油谷町字草野の一部並びに青野町字上ノ畑及び字下ノ畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年 7月25日
青野町地区	加西市青野町字流尾、字中垣内、字下垣内、字林ノ谷、字岡、字長谷、字山ノ谷、字土手ノ内、字上垣内、字上大澤、字出口池尻、字上ノ畑、字堂ノ元、字中大澤、字上平黒及び字上皿池の各一部並びに都染町字松尾の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日)
同 上	加西市青野町字長谷、字中垣内、字流尾、字堂ノ元及び字上大澤の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年 5月31日 (平成26年 7月25日)
殿原町地区	加西市殿原町字前田の全部並びに字上川原、字金山辻、字井ノ元、字丁田、字倉ノ坪、字柳田、字上ノ垣内、字大将垣内、字西市岡、字東市岡、字桃梨子、字甲田、字土ノ坪及び字権現谷の各一部並びに上野町字高橋の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日)
同 上	加西市殿原町字上川原、字上ノ垣内、字大将垣内、字前田、字西市岡、字東市岡及び字桃梨子の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年 7月25日

鴨谷町地区	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字巖嶋、字宮ノ下、字大木、字道々、字延引、字大日前、字清水、字塩谷、字妙売坂、字池尻、字上中後、字小牧、字少婦谷、字池ノ内、字宮谷、字カヤ尻、字大年浦、字安井、字中曽根及び字谷田の各一部並びに殿原町字下川原、字公事山、字草ノ木及び字青石の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字巖嶋、字道々、字塩谷、字宮谷、字安井、字中曽根及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
笹倉町地区	加西市笹倉町字フカタ、字東カイチ、字西カイチ、字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字ハザイ、字小向、字前山、字池田、字アンノ上及び字川ノ上の各一部並びに中富町字黒田の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
中富町地区	加西市中富町字宮ノ元の全部並びに字大將軍、字磯部、字西ノ下、字森ヶ坪、字平田、字前田、字落合、字若宮、字池ノ下、字丁市、字ハヌキ、字初沢、字初沢川原、字舟山添及び字寿仙寺の各一部並びに満久町字大西の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
越水町地区	加西市越水町字若宮、字池ノ上、字宮田及び字谷の各一部、中富町字椿の一部、北町字鈴ヶ森の一部並びに殿原町字鈴ヶ森、字寺ノ前、字大將垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市殿原町字鈴ヶ森、字大將垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
北町地区	加西市北町字前畑の全部並びに字山根及び字谷田の各一部、殿原町字谷及び字鈴ヶ森の各一部、越水町字池ノ下の一部、別所町字西山及び字宮ハダの各一部並びに上野町字池ノ下及び字野根の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

別所町地区	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字上ノ山、字茶屋ノ元、字松ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部、満久町字一本松の一部並びに北町字大西野及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
同 上	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字茶屋ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部並びに満久町字一本松の一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
同 上	加西市別所町字宮ノ前、字上ノ山及び字カミ垣の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成25年12月27日
上野町地区	加西市上野町字高橋、字朝垣、字村間、字池ノ下及び字野根の各一部並びに殿原町字寺ノ前及び字大歳前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
田原町地区	加西市田原町字カマエ及び字塩カラの全部並びに字大坪、字山田、字瓦ヶ山、字森田、字川原釜、字稻荷前、字アシカ、字稻荷、字中ノ峠、字大歳、字竹ヶ鼻、字西垣内、字門田、字木原、字局、字宮ノ前、字城ヶ辻、字ヌノ尻、字前、字清水、字小山田、字木ノ下、字中垣内、字天道、字ヨフズ、字宮ノ下、字恋場、字ノギ、字宝蔵坊、字蔵ノ前、字岩ヶ淵、字小山、字カイソウ及び字堂ノ前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
網引町地区	加西市網引町字灰田の全部並びに字小芝、字上灰田、字王子原、字茶木之元、字堀ノ前、字中垣内、字東垣内、字針田、字オノ木、字辻ノ外、字市場、字上垣内、字西ノ窪、字芥田屋敷、字大藪ノ後、字北畑、字北山、字宮ノ後及び字宮ノ前の各一部並びに栄町字三木道西の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
南網引町地区	加西市網引町字菰池、字鴨ヶ谷、字脇田、字向田、字阿弥陀山ノ下、字赤松ヶ尾、字奥ノ田、字硯ヶ岡、字段山及び字糖塚の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市網引町字向田、字阿弥陀山ノ下、字赤松ヶ尾及び字奥ノ田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日

栄町地区	加西市栄町字高山上大道北一、字高山上大道北二、字村前、字高山上大道南一、字高山上大道南二、字五領道西、字三木道西一、字大道南、字三木道西二、字三木道北二、字三木道南一、字三木道北一及び字赤坂下の各一部、網引町字北山及び字上灰田の各一部並びに桑原田町字板屋及び字桑畑ケの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
桑原田町地区	加西市桑原田町字中条垣内の全部並びに字堂ノ前、字薬師ノ元、字池ノ下、字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ケ、字二ノ宮ノ元、字北野畑ケ、字高町、字春井、字桑畑ケ、字野畑ケ及び字南山の各一部並びに栄町字高山上大道北二の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市桑原田町字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ケ、字二ノ宮ノ元、字春井及び字南山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
繁陽町地区	加西市繁昌町字流、字上田、字流ウラ、字恋ノ尻、字ウチ田、字藤ノ木、字翁谷、字ウリヤ、字岸ノ上、字山添、字清洞、字北惣中及び字南惣中の各一部並びに桑原田町字アラ内の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
繁昌町地区	加西市繁昌町字山ノ脇、字北山、字川西、字椋ノ木、字熊谷、字順礼川原、字五六、字今天神、字沢田、字中田、字川原、字東条、字大山、字中村、字大坪、字若の下、字ハヌキ原、字ヲワン、字百代寺下、字成福寺、字山畑、字藪添、字神谷田、字中嶋、字柳原、字山ノ辻、字宮ノ下、字江ワキ、字田角、字森ガハナ及び字大井の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市繁昌町字中田、字川原、字東条、字大山、字中村、字大坪、字ハヌキ原、字ヲワン、字山畑、字柳原、字江ワキ及び字森ガハナの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
同 上	加西市繁昌町字五郎池沢及び字沖の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日
同 上	加西市繁昌町字五郎池沢、字沖及び字南ノ岡の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の7の項に規定する建築物	平成21年4月7日

同 上	加西市繁昌町字南ノ岡の一部で別図に示す区域	条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成21年4月7日
繁昌団地 自治会地区	加西市繁昌町字今天神及び字小池上の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
上宮木町地区	加西市上宮木町字住吉西、字土井ノ内、字居垣、字ライノ元、字山サノ前、字出口、字溝ノ上、字西居垣、字深町、字落ヶ池、字前田及び字帰り垣の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
下宮木村町地区	加西市下宮木町字住吉前及び字井ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字吉田及び字薬師西の各一部並びに上宮木町字住吉西、字居垣及び字土井ノ内の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
下宮木町地区	加西市下宮木町字住吉前及び字井ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字吉田及び字薬師西の各一部並びに上宮木町字住吉西、字居垣及び字土井ノ内の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
鶉野上町地区	加西市鶉野町字段ノ内、字家塚浦、字飯森前、字家塚前、字段ノ池尻、字家塚、字上門前、字東門前、字西門前及び字大願地の各一部、豊倉町字荻原の一部並びに上宮木町字水正の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鶉野南町地区	加西市鶉野町字東瀬広、字西瀬広、字西大下、字西小下及び字東大下の各一部、田原町字カイソウ、字瀬広及び字猿楽の各一部並びに東笠原町字向及び字蓮垣内の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
都染町地区	加西市都染町字北垣内、字岡垣内、字南垣内、字村前、字柿ノ木及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府西町地区	加西市別府町字桃子野、字栗ノ木、字岡開地、字釜ヶ辻、字ナメラ、字石ヶ坪、字明神山、字馬谷、字王子山、字桃子岡、字古川、字上万田、字淵ノ垣内、字山本及び字桃子の各一部、山枝町字桃子野の一部、朝妻町字野田の一部、常吉町字鳥ヶ池跡の一部並びに都染町字ブラの一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府中町地区	加西市別府町字大林の全部並びに字池ノ方、字茶屋ヶ岡、字高瀬、字北ヶ池、字南ノ岡、字前垣内、字花ノ池尻、字大道池下、字上垣内、字上三条、字野手、字上ヶ池下、字寺田岡、字五良ヶ池東及び字小池下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

同 上	加西市別府町字高瀬、字北ヶ池、字南ノ岡、字前垣内、字花ノ池尻、字大道池下、字上垣内、字野手、字上ヶ池下及び字小池下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
別府東町地区	加西市別府町字南細沢、字野ヶ地、字柿木谷、字唐図池下、字神田ヶ谷、字餅池下、字野田、字堀切、字竹ノ元、字唐図池東、字上細沢、字小池下、字東ノ岡、字神田前、字南ノ岡、字北ノ芝、字芝崎、字長畠、字下常及び字草野の各一部、青野町字草野の一部並びに都染町字野堂の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
常吉町地区	加西市常吉町字南畑の全部並びに字構、字中川原、字芝崎、字前田、字小池ノ跡、字西ノ下、字山崎、字東畑、字池ノ内、字井ノブ、字熊谷、字柿木谷、字山崎畑、字北開地、字瀧ノ上、字西水及び字清水尻の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
朝妻町地区	加西市朝妻町字御蔵垣内、字毘沙門ノ下、字新池ノ下、字アンノ上、字落ヶ池ノ下、字大歳浦、字脇田、字清サ、字古垣内、字池ノ上、字中垣内、字池ノ内、字野手、字道ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字柄見、字竹ノ下、字家ノ下、字下井、字カヤ原、字箕詰、字南垣内、字東山、字与四郎ヶ岡、字安楽寺及び字川原の各一部、繁昌町字大柳、字百代寺及び字天神の各一部並びに山枝町字安楽寺及び字桃子野の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
同 上	加西市朝妻町字御蔵垣内、字アンノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字家ノ下及び字下井の各一部、繁昌町字大柳の一部並びに山枝町字桃子野の一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
豊倉町地区	加西市豊倉町字上村北、字北ノ後、字上村下、字上村、字三ノ谷、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村下、字宮中、字下村、字北ノ山、字岸ノ上及び字萩原の各一部並びに鶉野町字段ノ内及び字大願寺の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)

同 上	加西市豊倉町字上村下、字上村、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村及び字萩原の各一部並びに鶉野町字段ノ内及び字大願寺の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
玉野町地区	加西市玉野町字前垣内、字竹力端、字鍛冶屋垣内、字堂ノ前、字宮ノ谷、字天川、字西ノ岡、字西脇、字大坪、字内垣内、字柿ノ木、字彦三、字飯盛野、字内町、字毘沙門、字堂ノ本、字堂ノ上、字越後橋、字カヤ田、字川ノ上、字横辻、字宮ノ前、字西山及び字長法寺の各一部、玉丘町字宮ノ前峠、字宮ノ前堂ノ東、字宮ノ前地蔵西及び字長倉出水の各一部並びに山枝町字壺丁田の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山枝町地区	加西市山枝町字入道ヶ谷、字桃子野、字小正開地、字壺丁田、字村内、字村前、字坂本、字安楽寺、字池ノ尻、字山ノ上、字廣長及び字東山の各一部、朝妻町字野田の一部並びに別府町字桃子野の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
玉丘町地区	加西市玉丘町字芳ヶ端、字水塚、字宮ノ前、字宮ノ前西、字北山、字逆、字宮ノ前地蔵西及び字芳ヶ端下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市玉丘町字芳ヶ端及び字逆の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
青野原町地区	加西市青野原町字草野の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住東町地区	加西市福住町字南垣内及び字柳町の全部並びに字宮ノ下、字田中ノ下、字後之谷、字中長、字立石、字久保田、字作り上、字北垣内、字鎌田、字構イ、字蔵ヶ坪及び字ウシ口の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住西町地区	加西市福住町字村前、字中長、字後之谷及び字堀畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下西町地区	加西市山下町字峯ノ坊、字畑谷、字浦上、字中條、字寺門、字田積、字門前、字貝積、字城山及び字樽井の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市山下町字貝積の一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日

山下中町地区	加西市山下町字堂ノ端の全部並びに字井ノ奥、字畑谷、字五反田、字岩ノ奥、字山中、字北所、字浦上、字高尾及び字樽井の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下東町地区	加西市山下町字下條の全部並びに字虫啼野、字崇ラ谷、字御車下、字家中、字廣元、字中ノ坪、字新池尻、字流川、字池ノ首、字大ヶ岡、字堂ノ上、字御車、字紺屋垣内、字向ヒ山、字土井畑、字五反田、字池田、字上中ノ坪、字峠、字丸山、字北田、字大連山、字千原及び字中ノ池尻の各一部並びに吉野町字無現山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市山下町字峠及び字丸山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
西横田町地区	加西市西横田町字井ノ熊の全部並びに字垣内、字前田、字大坪、字東浦、字西ノ前、字岡ノ辻、字向垣内、字正角、字久語、字池田、字下モ田、字戸谷、字堂ノ下、字寺山及び字門前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東横田町地区	加西市東横田町字垣内の全部並びに字堂ノ鼻、字敷下、字北山、字宮ノ東、字宮ノ前、字西池下、字長坂及び字長ヲサの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鎮岩町地区	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字加庄庵、字ハサコ、字西ノ岡、字堂ノ西、字弁才天、字塩ノ山、字下モ代、字町寄セ、字東ラ、字コブチ、字大道及び字風呂ノ浦の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字堂ノ西、字町寄セ、字東ラ、字コブチ及び字大道の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
同 上	加西市鎮岩町字宿ノ前及び字古鎮岩の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成25年2月26日
岸呂町地区	加西市岸呂町字池ノ尻、字柳ノ内、字福田、字寺垣内、字掘越及び字宮西の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東長町地区	加西市東長町字村前の全部並びに字助友、字村下、字井ノ部、字道ノ下及び字分ノ町の各一部並びに西長町字村下及び字敷下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

西長町地区	加西市西長町字扇子平山、字小谷口、字南ノ垣、字西ノ垣、字北ノ垣、字東ノ垣、字藪下、字村下、字五反田、字岡ノ前、字岡、字二反田、字天田、字大平山及び字川原中の各一部、東長町字繁野の一部並びに両月町字牛谷の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東剣坂町地区	加西市東剣坂町字村中の全部並びに字経尾、字上ノ馬場、字寺崎、字下ノ馬場、字上ノ大道、字堂ノ前、字大沢ノ内、字澤、字米山、字鍋柳、字堀ノ尻、字村前、字土矢倉、字上代及び字大坪の各一部並びに西剣坂町字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市東剣坂町字上代の一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年6月26日
西剣坂町地区	加西市西剣坂町字狐谷、字城ヶ奥、字油ヶ谷、字西上ノ山、字尾前奥、字廣畑ヶ、字薩高、字山根、字松本、字千原、字村中、字町田、字深田、字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
中山町地区	加西市中山町字宮ノ下、字梨谷、字溝田ノ上、字西垣内、字東垣内、字池ノ谷、字大將軍、字山ノ口、字清蔵ヶ谷、字清水返及び字本谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大柳町地区	加西市大柳町字石ノ本、字泥口、字下垣内、字小久語、字中山口、字千谷口、字赤阪、字向ヒ、字ダル、字奥垣内、字向ヒ石ノ本、字中蔵口及び字梨谷の各一部並びに中山町字梨谷及び字山ノ口の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
王子町地区	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠、字戒池ノ下、字野田、字野中、字北角、字垣内、字拾町歩及び字宮ノ前の各一部並びに戸田井町字南カイチの一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠及び字拾町歩の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
戸田井町地区	加西市戸田井町字川ノ上、字村西、字深田、字薬師前、字竹ノ下、字南カイチ及び字村東の各一部並びに両月町字郡長の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

両月町地区	加西市両月町字平林、字大ケ池尻、字村前、字高町、字郡長、字村ノ内、字馬橋及び字宮ノ本の各一部並びに戸田井町字村西の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大村町地区	加西市大村町字宮ノ前の全部並びに字越前、字六ノ坪、字前ノ下、字西ノ垣内、字宮ノ後、字池ノ下、字堂山、字上山、字瀧ノ方、字京前及び字掘町の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市大村町字下平田の一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日
尾崎町地区	加西市尾崎町字後山添及び字西ラ畑の全部並びに字山ノ間、字西ノ脇、字京十万、字蒸セノ山、字タイシャク谷、字飯盛、字野池、字西ノ岡及び字加門ケ下の各一部、中西町字サノキ谷及び字広野の各一部、大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪、字京十万及び字堂山の各一部並びに段下町字東野、字奥山及び字戸中の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
同 上	加西市尾崎町字西ラ畑、字山ノ間、字西ノ脇、字蒸セノ山、字タイシャク谷及び字西ノ岡の各一部並びに大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪及び字京十万の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
段下町地区	加西市段下町字宮垣内の全部並びに字宮ノ上、字後口代、字池ノ内、字戸中、字庄司ケ谷、字中ノ垣内、字林ケ谷、字乙池、字向山、字皿池尻、字開キ、字二反田及び字中曽根の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市段下町字後口代、字戸中、字中ノ垣内、字乙池、字向山、字二反田及び字中曽根の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
中西南町地区	加西市中西町字垣内、字サノキ谷、字ヘノ沢及び字谷口の各一部並びに大村町字加門ケ下の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
中西北町地区	加西市中西町字上ノ岡、字岡、字堂ケ谷、字向井、字垣内、字トリテ、字大林及び字オノ神の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
琵琶甲町地区	加西市琵琶甲町字堂ノ前、字西谷、字東谷、字鍋垣内、字大年谷、字宮ノ前及び字垣内の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

新生町地区	加西市新生町の全部並びに琵琶甲町字 広野及び字東谷の各一部で別図に示す 区域	条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
野条町地区	加西市野条町字中ノ角の全部並びに字 上西谷、字西谷、字中尾、字高町、字 中ノ下、字上南谷、字藪敷、字北ノ端、 字古池、字東茨谷、字上北ノ端及び字 南茨谷の各一部、琵琶甲町字広野及び 字東谷の各一部並びに鶉野町字西中沢 及び字西上沢の各一部で別図に示す区 域	条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
牛居町地区	加西市牛居町字殿垣内の全部並びに字 池ノ後、字松ノ内、字鳥バミ、字藪下、 字下平ノ沢、字赤坂、字権兵衛野、字 平ノ沢及び字普代ノ垣内の各一部並び に琵琶甲町字堂ノ前及び字西谷の各一 部で別図に示す区域	条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
上野田町地区	加西市野田町字後山、字アン林、字岡 本、字田中ノ内、字溝向及び字野田代 の各一部並びに西笠原町字大谷の一部 で別図に示す区域	条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
東野田町地区	加西市野田町字道下の全部並びに字田 中ノ内、字溝向、字三辻、字鳥居本、 字上戸、字中スカエ、字カミ田、字シ ボラ、字土居ノ内及び字六ヶ坪の各一 部、西笠原町字北ノ谷、字カミ田、字 六ヶ坪及び字上戸の各一部、東笠原町 字北田山、字北田及び字薬師ノ下の各 一部、牛居町字森井及び字池ノ後の各 一部並びに王子町字王子クゴの一部で 別図に示す区域	条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東笠原町地区	加西市東笠原町字オノ神、字下河原、 字上澤、字下澤、字川田、字沖、字中 溝、字山ノ下、字東山、字前及び字向 の各一部並びに西笠原町字クゴの一部 で別図に示す区域	条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西笠原町地区	加西市西笠原町字北ノ谷、字大谷、字 六蔵、字前垣内、字藪ノ上、字山本、 字野垣内、字上西、字永長、字奥垣内、 字クゴ及び字上戸の各一部、野田町字 志ボラ及び字アン林の各一部並びに東 笠原町字オノ神及び字前の各一部で別 図に示す区域	条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
同 上	加西市西笠原町字大谷、字前垣内、字 藪ノ上、字山本及び字クゴの各一部で 別図に示す区域	条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成25年12月27日

三口町地区	加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字村中、字大坪、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山及び字西角の各一部並びに西笠原町字大谷及び字六蔵の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
同 上	加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山の一部並びに西笠原町字六蔵の一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
坂本町地区	加西市坂本町字上ノカチ、字西ノカチ、字東ノカチ、字二ツ池ノ下、字大谷口、字赤坂、字馬場先、字中ノ坪、字セツホク、字北山、字猫尾、字西ノ沢及び字出口の各一部並びに三口町字北山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
倉谷町地区	加西市倉谷町字中屋敷、字永長、字下苗代、字神小垣内、字北ノ側、字湯出ノ坪、字洪田、字芋畦及び字焼野の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
千ノ沢町地区	加西市倉谷町字油田坪、字東ノ谷、字戸井町坪、字宮ノ東、字八分、字筒ケ池ノ内、字曾崎坪及び字裏山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市倉谷町字宮ノ東、字八分、字筒ケ池ノ内及び字裏山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
北条町小谷地区	加西市北条町小谷字下鴻谷、字東垣内、字四反田、字下垣内、字上垣内、字祢々田、字中溝、字太谷、字音ヶ谷、字上鴻谷及び字城山の各一部並びに北条町北条字堀池の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町栗田地区	加西市北条町栗田字奥谷、字下岡、字西法寺、字小泉、字カスガ谷及び字前田の各一部並びに北条町横尾字小泉の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町東高室地区	加西市北条町東高室字宿の全部並びに字宮ノ本、字西ノ出口、字海道林、字五代田、字大新田、字コブチ、字西中野、字皿池、字東中野、字中野、字四ツ池、字大澤、字東代、字京尾、字向林、字荒神山裏、字荒神山、字薬師及び字大谷の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)

同 上	加西市北条町東高室字大新田、字皿池、字東中野、字中野、字四ツ池、字東代、字京尾及び字大谷の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年2月26日 (平成26年7月25日)
北条町 西高室地区	加西市北条町西高室字村中の全部並びに字清水田、字大溝、字薬師谷、字木ノ下、字村下、字大坪及び字和田の各一部並びに北条町西南字馬ヶ谷の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町 東南地区	加西市北条町東南字一ノ谷、字岩ヶ鼻及び字村内の各一部並びに北条町西南字菊ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町 西南地区	加西市北条町西南字西下池尻、字東垣内、字東奥谷、字菊ヶ谷、字西奥谷、字片山、字大坪、字大道、字馬ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町 黒駒地区	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前、字大將軍の全部並びに字向山、字宮前、字女鹿山及び字中野の各一部、市村町字狭間、字栗山及び字上森竹の各一部並びに北条町北条字菊ヶ谷の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前、字大將軍、字向山、字女鹿山及び字中野の各一部並びに市村町字狭間及び字栗山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
女鹿山 自治区地区	加西市北条町黒駒字女鹿山及び字宮ノ前の各一部並びに西上野町字女鹿山及び字東女鹿山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
谷町地区	加西市谷町字油谷、字塚ノ坪、字岩井、字西垣内、字岡田、字内畑、字宮森、字宝前、字土真田、字堂ノ前及び字ヲタの各一部、北条町小谷字財ノ元及び字中溝の各一部並びに北条町北条字古市場の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西谷東町地区	加西市西谷町字上渡り、字北渡り、字西渡、字渡、字天神谷、字生姜谷、字葉ノ木、字上葉ノ木、字カズラ谷、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字溝ノ上、字餅田及び字稗田の各一部、西上野町字上平田の一部並びに窪田町字上向の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

同 上	加西市西谷町字葉ノ木、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字餅田及び字稗田の各一部、西上野町字上平田の一部並びに窪田町字上向の一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
西谷西町地区	加西市西谷町字観音谷、字東観音谷、字行安谷、字上渡り、字西渡、字西荒木及び字椎野の各一部並びに畑町字千軒寺の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市西谷町字観音谷、字上渡り、字西渡及び字椎野の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
畑町地区	加西市畑町字山ヶ谷、字梶ヶ谷、字貝間、字今善寺、字老ノ前、字佐無伊、字上山、字馬場、字中芝、字網ヶ谷、字柳ノ元、字井ノ上、字風目、字大崎、字乗末、字鳥居元、字門田、字片山、字千軒寺、字土師縄手、字大池ノ下、字内垣内、字ニタス、字中溝、字盆野、字居垣内、字法花谷、字箸谷、字倉狭間、字寺尾、字藪田、字丸山、字平谷、字庵屋敷、字久谷及び字太葉谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上	加西市畑町字山ヶ谷、字貝間、字馬場、字中芝、字柳ノ元、字門田、字千軒寺、字土師縄手、字ニタス、字倉狭間、字寺尾、字藪田及び字太葉谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年7月25日
芝自治区地区	加西市畑町字東入角、字太葉谷及び字中芝の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
窪田町地区	加西市窪田町字平林、字沖田、字門ノ下、字桑原、字中向、字上向、字堂ノ越、字大井、字田中、字中ノ谷及び字境垣内の各一部並びに西上野町字平林の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
吸谷町地区	加西市吸谷町字坂ノ脇、字高倉山、字堂ノ上、字中ノ口、字藤谷、字馬場ノ下、字観音垣内、字北山及び字石畑の各一部並びに窪田町字平林の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西上野町地区	加西市西上野町字西村中、字八反田、字東村中、字上平田、字中平田、字平林、字井通、字村前及び字下平田の各一部並びに谷町字土真田及び字ヲタの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

同 上	加西市西上野町字平林及び字西村中の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年 6月26日
市村町地区	加西市市村町字西ノ垣内及び字堂田の全部並びに字西ノ樋、字北ノ下、字北ノ上、字大歳前、字谷ヶ坂、字岡ノ上、字栗山及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成25年 2月26日) (平成26年 7月25日)
同 上	加西市市村町字西垣ノ内、字西ノ樋、字北ノ下、字堂田及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年 2月26日 (平成26年 7月25日)
坂元町地区	加西市坂元町字筋違、字西宅地、字東宅地、字蓮町、字井ノ上、字向ヒ山、字南宅地、字神田、字丸山、字久斗谷、字狭間、字内町、字瓜家、字柳坪、字生乗り、字宮ノ西及び字舞台の各一部、市村町字上森竹、字耆反条、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部並びに福居町字馬橋の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成25年 2月26日) (平成26年 7月25日)
同 上	加西市坂元町字瓜家、字生乗り及び字宮ノ西の各一部並びに市村町字上森竹、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年 2月26日 (平成26年 7月25日)
福居町地区	加西市福居町字西谷、字岩井、字奥ノ谷、字寺前、字上ノ山下、字首通り、字前通、字東谷、字反田、字福居、字上中田、字奥ノ谷、字高宮、字下中田、字西野谷、字西ノ谷、字上ハサマ、字狭間、字久斗谷、字津ノ内及び字荒掘りの各一部並びに坂元町字宮ノ西及び字久斗谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日)
谷口町地区	加西市谷口町字村中及び字カタガリの全部並びに字西ノガワ、字巖鳥、字谷畑、字西ノ下、字井ノ坪、字石坪、字上後口及び字後口の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日)
吉野町地区	加西市吉野町字下垣内、字三反田、字前垣内、字野垣内、字無現山及び字作垣内の各一部、山下町字新池尻の一部、福居町字下り松、字野添及び字馬橋の各一部並びに坂元町字向イ山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日)
鶉野中町地区	加西市鶉野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年 7月25日

同 上	加西市鶉野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年 7月25日
同 上	加西市下宮木町字小西及び字大歳西の各一部、鶉野町字東上沢の一部並びに中野町字上山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年 4月 7日 (平成25年 2月26日)
北条町 古坂地区	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字下来光、字西山、字坂ノ谷、字松笠、字芝中、字古戸及び字菰池の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年 7月25日
同 上	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字西山及び字坂ノ谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年 7月25日
中野町地区	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ヶ谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年 7月25日
同 上	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ヶ谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年 7月25日

表2（加西市における条例第7条第3号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表2（加西市における条例第7条第3号に規定する特別指定区域一覧）

名 称	区 域	予定建築物等の用途	指定年月日 ( 変更年月日 )
殿原町地区 ( 工場、店舗等の 周辺地域であって、都市の 基盤が整備されながらその 利用が図られていないもの として知事が 指定する土地 の区域 )	加西市殿原町字辻井、字なごめ 及び字五反田の各一部、越水町 字辻井の一部並びに中富町字 磯辺、字西堤及び字西ノ下の各 一部で別図に示す区域	( 中国道加西インター北部産 業施設集積区域 ) 1 工場その他これに類する もの( 建築基準法( 昭和25 年法律第201号 ) 別表第2 ( ぬ ) 項第1号( 1 ) から( 22 ) ま で及び( 29 ) から( 31 ) ままでに 規定する事業を営むものを 除く。 ) 2 店舗、飲食店その他これら に類するもの( 建築基準法別 表第2 ( は ) 項第5号に規定 する建築物に限る。 ) 3 事務所その他これに類す るもの( 暴力団排除条例( 平 成22年兵庫県条例第35号 ) 第2条第6号に規定する暴 力団事務所等( 以下単に「暴 力団事務所等」という。 ) を 除く。 ) 4 自動車車庫 5 倉庫	平成25年12月27日

		<p>6 研究所その他これに類するもの</p> <p>7 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>8 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの(予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。)</p>	
<p>鴨谷町地区 (工場、店舗等の周辺地域であって、都市の基盤が整備されながらその利用が図られていないものとして知事が指定する土地の区域)</p>	<p>加西市鴨谷町字谷田、字山崎及び字道々の各一部並びに殿原町字竹島及び字ソトバの各一部で別図に示す区域</p>	<p>( 県道大和北条停車場線沿道産業施設集積区域 )</p> <p>1 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(ぬ)項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。)</p> <p>2 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)</p> <p>3 自動車車庫</p> <p>4 倉庫</p> <p>5 研究所その他これに類するもの</p> <p>6 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>7 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの(予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。)</p>	<p>平成26年 7月25日</p>
<p>鶉野南町地区 (工場、店舗等の周辺地域であって、都市の基盤が整備されながらその利用が図られ</p>	<p>加西市鶉野町字東大下及び字東瀬広の各一部、田原町字宮ノ谷、字皆田口及び字大將軍の各一部並びに中野町字南上山の一部で別図に示す区域</p>	<p>( 鶉野南町国道372号沿道産業施設集積区域 )</p> <p>1 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(ぬ)項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むも</p>	<p>平成26年 7月25日</p>

<p>ていないものとして知事が指定する土地の区域)</p>		<p>のを除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)</li> <li>3 自動車車庫</li> <li>4 倉庫</li> <li>5 研究所その他これに類するもの</li> <li>6 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</li> <li>7 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの(予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。)</li> </ol>	
<p>豊倉町地区 (工場、店舗等の周辺地域であって、都市の基盤が整備されながらその利用が図られていないものとして知事が指定する土地の区域)</p>	<p>加西市豊倉町字山ノ谷及び字飯森の各一部、玉野町字飯森野の一部並びに中西町字広野の一部で別図に示す区域</p>	<p>(県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>2 診療所</li> <li>3 ホテル又は旅館(専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長が認めるもの及び加西市モーター類似施設の建築の規制に関する条例(昭和57年加西市条例第20号)第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除く。)</li> <li>4 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)項第5号に規定する建築物に限る。)</li> <li>5 市内生産品の売場(その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のもの)を常時設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店(地域振興に資すると市長が認めるものに限る。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下の</li> </ol>	<p>平成25年12月27日</p>

		<p>もの</p> <p>6 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの(予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。)</p> <p>(県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積区域)</p> <p>1 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(ぬ)項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。)</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)項第5号に規定する建築物に限る。)</p> <p>3 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)</p> <p>4 自動車車庫</p> <p>5 倉庫</p> <p>6 研究所その他これに類するもの</p> <p>7 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>8 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの(予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。)</p>	
<p>西笠原町地区 (人口が減少している集落の地域として知事が指定する土地の区域)</p>	<p>加西市西笠原町字大谷の一部及び野田町字アン林の一部で別図に示す区域</p>	<p>(西笠原グリーンタウン区域)</p> <p>1 一戸建ての住宅</p> <p>2 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居</p>	<p>平成25年12月27日</p>

		<p>住の用に供するもの(兼用できる用途は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3各号に規定するもの(暴力団事務所等を除く。)又は診療所に限る。)</p> <p>3 長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(イ)項第4号に規定する建築物に限る。)</p> <p>5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(ハ)項第5号に規定する建築物に限る。)</p> <p>8 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)</p> <p>9 公民館、集会所その他これらに類するもの(周辺地域の住民を対象とするものに限る。)</p> <p>10 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項若しくは第2項の規定による認定を受けるもの又は同条第3項の規定による公示がなされるものに限る。)</p>	
--	--	--	--

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年 7月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 L I F E T I M E

イ 代表者の氏名 田 中 洋 平

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中山五月台一丁目11番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者に対して、障害福祉サービス、介護サービスを行い、障害者及び高齢者並びに家族の自立を助け、障害者及び高齢者がいつまでも健やかに暮らせる地域社会を創り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆめ

イ 代表者の氏名 小 坂 学

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市二階町79番地 レウルーラ姫路二階町1階

エ 定款に記載された目的

この法人は、全ての人障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての人、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、親の子育て、子どもの健やかな成長・発達・さらには就労をはじめ障害者の社会的自立及び社会参加に向けた一貫した支援事業を行い、障害者が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 N P O 法人 L I F E k i d s

イ 代表者の氏名 山 田 春 樹

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市翠ヶ丘町20番16 618号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らす子供やその家族、地域住民を対象に、子供の健全育成に関わる事業及び運動、健康関連事業を行い、健康で活力あふれる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 L a z o

イ 代表者の氏名 佐 藤 久美子

ウ 主たる事務所の所在地 朝来市和田山町竹田2488番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、女性の視点や能力と地域資源を活用した事業を行うことで、地域社会の発展に繋げ、あらゆる世代が未来に希望を持てる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神河天地のめぐみ

イ 代表者の氏名 尾 崎 榮

ウ 主たる事務所の所在地 神崎郡神河町寺前210 1番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、神河町内外の住民に対して、地域活性化に関する事業を行うことにより、住民の健康維持増進と回復、福祉の推進及び町の発展と地球環境の改善に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ねひめカレッジ

イ 代表者の氏名 松 本 正 光

ウ 主たる事務所の所在地 加西市北条町北条28 1 アステシアかさい3F内

## エ 定款に記載された目的

この法人は、加西市を中心に播磨地域を対象に地域住民と外国人や外国文化との交流を深め国際交流や国際協力及び多文化共生に関する事業を行いグローバル社会に対応した地域づくりに寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人せいばん地域防災防犯支援センター

イ 代表者の氏名 西 村 彰 泰

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市別所町小林466番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は「住民や自治会、学校、事業者が主体的に防災力、防犯力を高めることで、地域全体の防災力、防犯力が高まる」との理念に基づき、西播磨地域（主として姫路市）の一定の地区内の居住者及び事業者に対して、地域の実情に即した防災、防犯の知識や備え、心構え又有事の共助の精神を涵養するべく、組織の指導、助言に関する事業を行うことで、さまざまな災害や犯罪から一人でも多くの地域住民を守るために防災意識の向上に寄与することを目的とします。

8 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人ねこのて

イ 代表者の氏名 中 嶋 僚

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市書写1019番地584 消費者の友ビル1階

## エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者その他支援を必要とする者に対し、一人ひとりが自立し、自己実現していくための支援を行うことで、生活の中での問題の改善や解決を図り、人としての尊厳保持に貢献することを目的とする。

~~~~~

## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年7月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人いまじん

イ 代表者の氏名 岸 本 俊 之

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市阿弥陀町北池23番地の11

## エ 定款に記載された目的

この法人は、不登校学生に対して、修学支援・登校支援等に関する事業を行い、将来のある子供たちを応援し、地域社会に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫虹の会

イ 代表者の氏名 木 下 達 雄

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市平井2丁目1番2号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する知的・精神・身体障がい者の生きがいと就労の場及び仲間作りの場として、小規模作業所を運営すると共に、知的・精神・身体障がい者のニーズに対応して、その地域生活を

支援する自立支援事業並びに知的・精神・身体保健福祉に関する啓発事業等を実施することにより、誰もが安心して、いきいきと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人阪神・障害者人権ネットワーク

イ 代表者の氏名 大谷 喜久

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市安倉南1丁目17番14号 パークピラ宝塚1F

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者やその家族、関係者及び地域住民に対して、研修・講演事業、情報提供事業、交流事業を行うとともに、障害児・者が地域生活を行うための支援事業を行い、障害児・者が地域で生き、育ち、その生涯を全うできる社会の実現に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人エコロジー・エネルギー・フォーラム

イ 代表者の氏名 三宅 和雄

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市三左衛門堀西の町65番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、次世代に豊かな資源と美しい環境に囲まれた地球を残していくため、人類で最も重要な環境問題に取り組み、不特定多数の個人及び団体に対し、環境保全に関する思想の普及と意識の高揚並びに企画、調査、相談、提言等の事業を行い、更に国内外のネットワーク化を図りながら、これらの活動を推進するため、「産・官・学・民」が協働できる体制作りに努め、もって社会全体の利益の推進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あしやNPOセンター

イ 代表者の氏名 石本章 宏

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市親王塚町2番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市を中心とした地域の市民に対して、市民・行政・企業など様々な主体の協働により、まちづくりに関する事業を行い、地域コミュニティの活性化を通じて、創造性豊かな市民社会の形成に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はりまキッズランド

イ 代表者の氏名 柴田 和久

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市花田町加納原田771番地の1 アークハリマ株式会社内

エ 定款に記載された目的

この法人は、こども（幼児、児童）とその両親に対して、こどもが遊ぶこと、育つことに対する時と場と環境の提供に関する事業を行い、こどもの社会的人格の形成と発達を促進し、健全なこどもの育成に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成26年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こども環境活動支援協会

イ 代表者の氏名 添田 晴雄

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲風園1丁目8番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年をはじめとする幅広い人々が、地球環境に配慮した暮らしや活動ができる地球市民として人類共通の目標である持続可能な社会づくりに参画してくれることを願い、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、環境教育・環境学習や自然体験などに関する諸事業を行うことを通じて子どもたちの自主的な環境活動を支援することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成26年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ノベルティミュージアム

イ 代表者の氏名 藤 井 勝 典

ウ 主たる事務所の所在地 大阪市中央区南本町 2丁目 6番12号19F

エ 定款に記載された目的

この法人は、プレミアム・ノベルティグッズ(販売促進物)を一堂に展示することで、一般消費者の方や販促に興味のある方に勉強してもらい機会をつくり、広く経済活動の活性化を図り、又、子ども達に様々な種類の販促グッズ類を見てもらうことで夢を与え想像力を育み、さらには子どもの健全育成に貢献することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成26年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人月と風と

イ 代表者の氏名 清 田 仁 之

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東園田町4丁目159 2 メゾンスリーエイト園田102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、しょうがい者(児)などの支援の必要な方とその家族や地域住民に対して、障害者自立支援法にもとづく障害福祉サービス事業及び移動支援事業、生活支援や文化・芸術を通じた社会参画推進事業、地域福祉の政策に関する提言事業、地域福祉に関する研究、情報の収集及び提供並びに啓発・研修事業活動を通じて、しょうがいをもつ方と地域住民が共生できるまちづくりや地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成26年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人障害者生活支援センター遊び雲

イ 代表者の氏名 福 永 年 久

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市青木町12番 5号

エ 定款に記載された目的

本会は、障害者が主体となって障害者の生活支援をし、社会参加などを促す事業を行い、障害者が地域でのより豊かな生活や活動ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成26年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アトリエ凹凸

イ 代表者の氏名 神 野 和 朗

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市今津曙町13番 2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く芸術に関心を持つ人々に対して、創作活動、芸術鑑賞の場を提供し、アートイベント、ワークショップ等を通じて、芸術的技術の習得支援や啓蒙普及に関する事業を行い、社会における芸術の重要性を啓蒙し、平和で創造性に富んだ豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成26年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路島ファミリーサポートセンターまあるく

イ 代表者の氏名 関 美 恵 子

ウ 主たる事務所の所在地 淡路市生穂2962 18

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢・疾病・心身障害や保育・子育て等の理由で、快適な日常・普段の生活、自分らしい・自分が望む生活を続けるのに支障のある方々に、その望みが叶えられるようお手伝い・サポートする事業を行い、健康や福祉の増進並びに保育・子育てを支援すると共に、広く一般に対して、介護及び保育や子育てに関する啓発を行い社会教育の推進に貢献することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成26年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋サッカークラブ

イ 代表者の氏名 西 田 俊 一

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市朝日が丘町6番21号 第6マンション芦苑403

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市及び近隣市町の市民に対して、サッカー教室の開催、世代別のサッカー指導及びサッカーフェスティバルの開催に関する事業を行い、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

14(1) 申請受付年月日 平成26年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宍粟市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 永 峰 榮 次

ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町五十波尾崎390番地 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな障がいのある人たちとその家族に対して、地域の中で自立・共生・安心の暮らしができるよう支援事業を行い、地域社会の活性化を図るとともに、障がい者自身が積極的に社会参加し達成感のある暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

15(1) 申請受付年月日 平成26年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人来楽輪

イ 代表者の氏名 行 政 文 男

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市城見町26番地 城見プラザ101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、一障害者として、人間として生きている証を残せるよう生活支援や自立支援など福祉に関する事業を行うとともに、自らの社会参加を促す地域コミュニティ作りの推進を図ることにより、地域福祉やまちづくりに寄与することを目的とする。

16(1) 申請受付年月日 平成26年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人キュー・オー・エル

イ 代表者の氏名 鈴 鹿 光 男

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町八木170 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対して、介護保険法と障害者自立支援法に基づく事業、障害者とその保護者に対する相談助言事業、及び、介護と福祉に関する情報提供事業を行ない、ノーマライゼーション社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 7月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ上手野店

所在地 姫路市上手野字又十郎新開309番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町 6 丁目26番 7号

代表者の氏名 佐 藤 利 行

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町 6 丁目26番 7 号

代表者の氏名 佐 藤 利 行

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年 3 月 3 日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,547平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数

240台

- (2) 駐輪場の収容台数

132台

- (3) 荷さばき施設の面積

126平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量

74.25立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻   | 閉店時刻  |
|------------|--------|-------|
| 株式会社ハローズ   | 24時間   |       |
| その他        | 午前 8 時 | 午後10時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出口 2 箇所、入口 2 箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

- 8 届出年月日

平成26年 7 月 2 日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課

- (2) 縦覧期間

平成26年 7 月25日から 4 月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成26年11月25日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

~~~~~

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年 7月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス篠山東吹店  
 所在地 篠山市東吹字東中道ノ坪1121番ほか
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
  - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
  - 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成27年 2月18日
  - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,650平方メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の収容台数  
 65台
    - (2) 駐輪場の収容台数  
 20台
    - (3) 荷さばき施設の面積  
 32平方メートル
    - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
 13.5立方メートル
  - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後 9 時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前 9 時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出口 1 箇所、入口 1 箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成26年 6月17日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成26年 7月25日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

平成26年11月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病院局公告

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルの募集を実施する。

平成26年7月25日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立こども病院総合医療情報システム 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要項で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成28年3月31日(木)

(4) 納入場所

県立こども病院 神戸市中央区港島南町1丁目地内(新病院整備地)

2 参加資格

(1) パッケージ型電子カルテシステムの取扱いをしており、日本国内において、一般病床290床以上の病院における同等のシステム導入を受注し、納入した実績(開発中のものを含む。)を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県(以下「県」という。)の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 参加手続

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局企画課 病院整備班

電話(078)341-7711(代表) 内線3496、3495

F A X (078)351-2883

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布

(ア) 配布期間

平成26年7月25日(金)から同年8月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前8時30分から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

(イ) 配布場所

上記(1)に同じ。

イ インターネットからのダウンロード

平成26年7月25日(金)から同年8月8日(金)まで

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/kodomoiryoujouhou.html>

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成26年7月25日(金)から同年8月12日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前8時30分から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

郵送の場合は、平成26年8月12日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 参加表明等に関する事項

(7) 質問方法

所定の様式により行うこととし、事務局へ電子メール又はFAXによる送付とする。

(4) 受付期間

平成26年7月28日(月)から同年8月6日(水)まで

(7) 回答方法

平成26年8月7日(木)から同月11日(月)までの間に、電子メール又はFAXにより、質問書を提出した全員に対して行うとともに、事務局において閲覧により行う。

イ 企画提案等に関する事項

(7) 質問方法

所定の様式により行うこととし、事務局へ電子メール又はFAXによる送付とする。

(4) 受付期間

平成26年8月12日(火)から同月19日(火)まで

(7) 回答方法

平成26年8月25日(月)から同月28日(木)までの間に、電子メール又はFAXにより、参加表明書を提出した全員に対して行う。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成26年8月19日(火)から同年9月3日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前8時30分から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

郵送の場合は、平成26年9月3日(水)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

(7) 企画提案書 16部

(4) 企画提案書要約版 16部

(7) その他、募集要項に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

県に設置する「県立子ども病院総合医療情報システムプロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を選定する。

(3) 当選者の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者を「県立子ども病院総合医療情報システム調達業務」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と契約協議を行う。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨



- (1) 申込者の法人は、日本国内において、太陽光発電設備（定格出力100キロワット以上とする。）の設置又は導入実績を有すること。
- (2) 提案者は、1者とする事も複数の事業者で構成するグループとする事も可能とするが、複数の事業者のグループにより提案する場合には、グループの代表者を定めること。
- (3) 提案者の構成員は、他の提案者の構成員になることはできない。
- (4) 申込者の法人（複数の法人が共同で申込みする場合は全ての構成員）がアからエまでのいずれにも該当しないこと。また、その役員等がオの各項目に該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされたものでないこと。
  - ウ 法人税、消費税、地方消費税又は法人事業税等について滞納していないこと。
  - エ 兵庫県における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けていないこと。
  - オ その役員等が次に該当しないこと。
    - (7) 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第88号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
    - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
    - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
    - (イ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
    - (ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 5 提案を求める内容

- (1) 売電価格（キロワットあたりの単価（税抜））
- (2) 事業計画（事業スキーム、県の採算性確保の考え方、特色等）
- (3) 設置工法、自然災害、近隣への配慮等の諸対策
- (4) 運転保守・維持管理の考え方及び体制
- (5) 関連産業への寄与及び地域貢献への取組
- (6) 発電能力に対する補償及び途中解約の対応

## 6 提案手続

### (1) 募集要項等の配布

#### ア 配布

##### (7) 配布期間

平成26年7月25日（金）から同年8月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前8時30分から午後4時30分まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

##### (4) 配布場所

上記2に同じ。

#### イ インターネットからのダウンロード

平成26年7月25日（金）から同年8月8日（金）まで

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/amagasaki-kodomo-taiyoukou.html>

### (2) 参加申込み

#### ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

#### イ 受付期間

平成26年7月28日（月）から同年8月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前8時30分から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）  
郵送の場合は、平成26年8月11日（月）必着とする。

#### ウ 提出場所

上記2に同じ。

(3) 質疑書及び回答

ア 質問方法

所定の様式により行うこととし、事務局へ電子メール又はFAXによる送付とする。

イ 受付期間

平成26年 8月4日(月)から同月12日(火)まで

最終日は、午後4時までとする。

ウ 回答方法

参加申込書提出者全員に電子メール又はFAXにより、平成26年 8月19日(火)までに回答する。

(4) 提案書類受付

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成26年 8月22日(金)から同月28日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前8時30分から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

郵送の場合は、平成26年 8月28日(木)必着とする。

ウ 提出場所

上記2に同じ。

エ 提出書類

募集要項に定める書類 10部

7 事業予定者の選定

(1) 選定方法

県に設置する「県立尼崎総合医療センター(仮称)整備事業及び県立こども病院建替整備事業に係る太陽光発電事業者プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 事業予定者の決定

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を選定する。

(3) 当選者の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書により通知する。

8 その他

(1) 本公告及び募集要項の承諾

提案事業者は、参加申込書の提出をもって、本公告及び募集要項の記載内容等を承諾したものとみなす。

(2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(3) 提案書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 詳細は、募集要項による。

正 誤

平成17年9月1日付け(兵庫県公報号外)

(景観形成等住民協定の認定)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	下から13	平成26年7月31日まで	平成27年7月31日まで